議会運営委員会要点記録

○開会日時　令和５年３月２０日（月）　午前１０時

○場　　所　伊東市役所第２委員会室

○出席委員　６名

１　番	佐　藤　　　周　君	２　番	長　沢　　　正　君
３　番	四　宮　和　彦　君	４　番	青　木　敬　博　君
５　番	中　島　弘　道　君	６　番	浅　田　良　弘　君

○出席議員　９名

議　長	宮　﨑　雅　薫　君	副議長	大　川　勝　弘　君
議　員	仲　田　佳　正　君	議　員	鈴　木　絢　子　君
〃	佐　藤　龍　彦　君	〃	杉　本　憲　也　君
〃	井　戸　清　司　君	〃	篠　原　峰　子　君
〃	杉　本　一　彦　君		

○オブザーバー　２名

議　員	石　島　茂　雄　君	議　員	重　岡　秀　子　君

○出席議会事務局職員　５名

局　　長	冨　士　一　成	局長補佐	森　田　洋　一
係　　長	鈴　木　綾　子	主　　事	野　田　昌　伸
主　　事	福　王　雅　士		

○会議に付した事件

１　意見書について

２　市議会３月定例会最終日の運営について

⑴　採決の方法について

⑵　人事案の取扱いについて

⑶　意見書の取扱いについて

⑷　令和５年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査について

⑸　追加議案の取扱いについて

⑹　その他

３　その他

⑴　次期６月定例会の頭出しについて

⑵　伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて

⑶　その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第１、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○氏から持参により提出された意見書の提出を求める陳情の１件である。本意見書案については、委員長において調整を進め、本日の委員会においてその取扱いを決定することとしている。

それでは、本意見書案の調整状況について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（冨士一成君）資料２ページを参照願う。意見書採択を求める陳情による意見書案である、保育士の配置基準の抜本的な見直しを求める意見書案については、提起の段階でほぼ合意の回答をいただいていた。事務局において、修文後に再度ご意見等を伺ったが特にご意見もなかったので、同意をいただいたと判断するところである。

○委員長（青木敬博君）それでは、本意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から順次、意見を伺う。また、賛同しない場合にはその理由についてもお願いする。

○１番（佐藤　周君）賛成する。

○２番（長沢　正君）賛成する。

○３番（四宮和彦君）賛成する。

○５番（中島弘道君）賛成する。

○６番（浅田良弘君）賛成する。

○オブザーバー（重岡秀子君）賛成する。

○オブザーバー（石島茂雄君）賛成する。

○委員長（青木敬博君）ただいま伺ったところ、提起された意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られた。したがって、提起された意見書案は、最終本会議に提出することとしたいと思う。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第１、意見書についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第２、市議会３月定例会最終日の運営についてを議題とする。

⑴　採決の方法についてから、⑹　その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○**事務局長**（冨士一成君）市議会３月定例会最終日の運営について、順次、説明する。

⑴　採決の方法についてからである。資料３ページ及び４ページの付託議案審査状況一覧に基づき、本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第３６号　伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例、市議第３７号　伊東市職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例、市議第３８号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例、市議第４２号　伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例、市議第４３号　伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、市議第６４号　伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例、市議第５６号　令和５年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算、市議第５７号　令和５年度伊東市土地取得特別会計予算、市議第５８号　令和５年度伊東市霊園事業特別会計予算及び市議第６０号　令和５年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算、以上、条例６件、特別会計予算４件の計１０件については、市議第３６号及び市議第６４号は賛成多数で、残りの８件はいずれも全会一致で、それぞれ原案を可決すべしとの決定である。１０件を一括上程し、委員会審査報告、市議第３６号及び市議第６４号において留保されている少数意見報告に続き、質疑、討論の後、採決は３つに分け、まず、市議第３６号及び市議第６４号の条例２件を一括で、次に市議第３７号、市議第３８号、市議第４２号及び市議第４３号の条例４件を一括で、最後に市議第５６号、市議第５７号、市議第５８号及び市議第６０号の特別会計予算４件を一括で、それぞれ挙手によるご決定をお願いしたい。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第４５号　伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、市議第５５号　令和５年度伊東市競輪事業特別会計予算、市議第６２号　令和５年度伊東市下水道事業会計予算及び市議第６３号　令和５年度伊東市水道事業会計予算、以上、条例１件、特別会計予算１件及び企業会計予算２件の計４件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。４件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は２つに分けて行う。まず、市議第４５号の条例案を、次に市議第５５号、市議第６２号及び市議第６３号の特別会計予算及び企業会計予算２件の計３件を一括でそれぞれ挙手によるご決定をお願いしたい。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第３５号　伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、市議第３９号　伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、市議第４０号　伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、市議第４１号　伊東市放課

後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、市議第５９号　令和５年度伊東市介護保険事業特別会計予算、市議第６１号　令和５年度伊東市病院事業会計予算、以上、条例４件、特別会計予算１件及び企業会計予算１件の計６件については、市議第３５号は賛成多数で、残りの５件はいずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。６件を一括上程し、委員会審査報告、市議第３５号において留保されている少数意見報告について質疑、討論の後、採決は３つに分け、まず、市議第３５号の条例１件を、次に、市議第３９号、市議第４０号及び市議第４１号の条例３件を一括で、市議第５９号の特別会計予算１件及び市議第６１号の企業会計予算１件の計２件を一括で、それぞれ挙手によるご決定をお願いしたい。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第５４号　令和５年度伊東市一般会計予算については、各常任委員会において、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべしとの決定である。各委員会審査報告、質疑、討論の後、従来の例により、起立採決をお願いする。

引き続き、各常任委員会所管事務調査継続調査申出、また、前後するが、この後協議いただく議会運営委員会所管事務調査継続調査申出に関して、簡易採決によりご決定をいただきたい。

次に、⑵　人事案の取扱いについてである。資料５ページを参照願う。市選第３号　副市長選任の同意について及び市諮第３号　人権擁護委員候補者の推薦についてである。これら人事案２件については、最終日の本会議において、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、挙手によるご決定をお願いしたい。

次に、⑶　意見書の取扱いについてである。先ほどの協議の結果、保育士の配置基準の抜本的な見直しを求める意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員の賛同を得られたので、共同提出の議案として、申合せにより、説明、質疑、討論を省略し、簡易採決によるご決定をいただきたい。

次に、⑷　令和５年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査についてである。資料６ページをご覧願う。本件に関しては、後ほど委員長から提案説明をお願いしたいと存じる。

次に、⑸　追加議案の取扱いについてである。３月１６日（木）に、当局から副市長選任の同意について追加議案として提出したい旨の報告があった。議案は定例会最終日の開会前に他の人事案と一緒に提出したいとのことである。

追加提出された場合には、本委員会を開催することなく本会議で日程追加をお願いし、具体的には、提出済である副市長選任同意の人事案の決定の後に上程し、市長の説明の後、申合わせに基づき質疑、討論を省略し、挙手による採決をお願いしたい。

最後に、⑹　その他であるが、３点ほどお願いをさせていただく。

１点目は、最終本会議で討論を予定されている議員におかれては、会議規則第５２条に基づ

き議長に発言通告書を提出していただくようご協力をお願いする。

２点目は、退職職員に対するねぎらいの言葉についてである。閉会に際し、市議会を代表して議長において申し述べることとされているので、委員長報告、討論等において触れていただくことがないようお願い申し上げる。

最後に、本会議におけるマスクの着用についてである。本件については、３　その他の中で詳細な説明を行うが、最終本会議におけるマスクの着用については、特別委員会の決定に基づき個人の判断とすることとするのでご了承願う。なお、アクリルパネルの設置及び議場の扉の解放については、今定例会においてはそのままの運用とさせていただくのでご了承願う。

以上で、市議会３月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○**委員長**（青木敬博君）まず、⑴　採決の方法について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑵　人事案の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑶　意見書の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑷　令和５年度における議会運営委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

お諮りする。本委員会においては、１　議会の運営に関すること、２　会議規則、委員会に関する条例等に関すること、３　議長の諮問に関すること、以上３件の所管事務について、令

和５年度中の継続調査を行うこととし、議長に申出をしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑸　追加議案の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑹　その他での、討論の通告について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおりご了承願う。

次に、退職職員に対するねぎらいの言葉について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

退職職員に対するねぎらいの言葉については、説明のとおりご了承願う。

次に、本会議におけるマスクの着用については、事務局長からの説明のとおりご了承願う。

そのほかに、市議会３月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第２、市議会３月定例会最終日の運営についてを終了する。

○**委員長**（青木敬博君）日程第３、その他を議題とする。

⑴　次期６月定例会の頭出しについてから⑶　その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○**事務局長**（冨士一成君）⑴　次期６月定例会の頭出しについてである。資料７ページを参照いただきたい。次期６月定例会に関しては、６月１４日（水）開会を提案させていただく。６月１４日開会となると、６月７日（水）告示、６月８日（木）議会運営委員会となる。

次に、⑵　伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについてである。資料８ページをご参照願う。国から「マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする」との方針が示されたことに伴い、新型コロナウイル

ス感染症対策特別委員会を開催し、市議会におけるマスク着用に関し協議を行った結果、国の方針どおり個人の判断に委ねることで決定した。これに伴い、伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの２の感染予防対策の「⑶　マスクを着用すること。ただし、屋外においてソーシャルディスタンス（２メートル以上）を確保できる場合は、この限りでない。」を、「⑶　マスクの着用は個人の判断とする」に改正するとともに、⑺の括弧書き中「マスクの着用」を削除する。

次に、⑶　その他であるが、１点、確認事項である。改選前における議員調査活動費の支給についてである。本年９月に任期満了に伴う市議会議員選挙が予定されていることから、改選前における議員調査活動費の支給については、従前から慣例により、これを行わないこととしているので、あらかじめご了承いただくとともに、改選前の議員調査活動については、自費による任意の活動として対応されるようお願いする。以上で説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○**委員長**（青木敬博君）まず、⑴　次期６月定例会の頭出しについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期６月定例会の頭出しについては、説明のとおり６月１４日（水）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑵　伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑶　その他の改選前における議員調査活動費の支給について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

改選前における議員調査活動費の支給については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

そのほかに、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○**３番**（四宮和彦君）今回に限ったことではないが、最近、行政当局側に議会軽視とも思えるような姿勢がまま見受けられると感じている。もしそういうことがあるとすると、それは行政当局側の姿勢の問題ということだけではなくて、軽視されるような議会運営になっているのではないかということ、この機会にそのあたりのことを問題提起したいと考えて発言をさせていただくものである。

申し上げたいポイントとしては２つになる。まず、今回の議会を通じての議事運営の在り方についてだが、まず今回の私の一般質問中の答弁について、市長が挙手しているにも関わらず、建設部次長が指名されるということがあった。たしかに建設部次長も挙手しかけていたが、市長が挙手したのを見てすぐに手を下していて、さらに議長の指名に、市長が手を挙げていることをアピールするようなしぐさをしていた。それにもかかわらず、建設部次長が答弁することになったが、これでは、発言意志がある市長に答弁機会を議長が認めなかったという形になってしまう。明らかに議事整理権を逸脱していると思う。この辺のところについてどうなのかということをちょっと考えていただきたいというところと、それからもうひとつ、私の一般質問中に発言を止められる場面があったが、この点についても、配信動画で該当部分を確認したところ、私の発言は４６分１４秒に始まって、５０分３秒に議長に発言を遮られるまでは３分４９秒ほどである。この時止めた理由は、一般質問とは、個人の意見の披瀝の場ではないという理由であったが、その間の発言内容を確認すると、議案に記載されたデータや公表されている事実、形としては質問を畳みかけているわけだから、意見を披瀝しているとか、ことさら言われるような内容には必ずしもなっていない。強いて、個人の意見と言い得る部分があるとすれば、事業に必要な財源確保方法について、私見を３０秒ほど述べたという部分があるだけである。そこでちょうど、議長に止められたわけである。じゃあ、わずかでも意見を述べる部分があれば質問を止めるのであれば、今回一般質問に立った議員全員を止めていなければおかしい。そういった一貫性があったかと言ったらないわけだから、そういうことも続くと、議長が議事整理権を恣意的に行使しているという疑いが出てきてしまうわけである。それは議長にとっても不本意なことであると思う。このあたり、議長には今回ご自身の議事運営の在り方について、多少なりとも反省を促したいと私としては考えているところである。

加えて言えば、議長がそういった、専横的にも映るような議事運営、対応の仕方というのを

すると、ほかの議員にも影響を与えかねないと思う。例えば、議長が止めるんだから私が止めてもいいだろうぐらいに思っちゃうような、先入観を持った議員が一部いないとも限らないと。そういった議員本人の認識では、特に悪意があるわけではなく、議長になり替わって任務を確実に遂行しているというようなことなのかもしれないが、そういうのが頻繁にあるようだと、これはちょっと異常な事態だと思う。実際、委員会審査において私の質疑中に不規則発言を繰り替えして発言の妨害ともいえるような行為が実際あった。この点は、議長の発言が大きく影響している可能性があると私は考えている。私が個人で意見を披瀝することについて終始していたというよりは、議長がそういう印象を与えた、一般質問時に議長がそういう発言をしたことで、「四宮の発言は個人の意見の披瀝にすぎない」と受け止めた議員がいるんだと思う。例えばどういうことがあったかというと、私が議案上程に際した審査に必要となる十分な根拠資料を提供すべきだと当局側に要求したら、そういう発言は意見だから討論ですべきだ、というちょっと理解不能な発言が、委員からあったわけである。この辺になると、もう理解不能である。資料を要求する発言を、討論で行うなんていうルールは、議員４期目にして初めて聞いた。いつからそういうルールができたのか伺いたいくらいである。この意見は討論で、という発想を、よくよく考えてみると、議長はよく質問、質疑で意見をあまり述べるなということを強調されるわけである。実際に、議運でも、質問、質疑とはなんであるかという資料を頻繁に配られている。その言葉の裏返しとして生みだされた独自ルールなんだろうと思う。要するに、質問、質疑で意見が述べられないから、意見は討論で述べるんだという理屈なんだと思うが、討論というのがなんなのかと言ったら、言わずもがなであるが、議案に対する賛否について自己の意見を表明するために行う発言の一形式なわけである。意見だから討論で述べるというルールとは全然無関係な話であるが、どうもそれを信じている委員、議員がいるわけである。しかもその不規則発言を行った委員のみならず、委員会の中に同調する雰囲気がある。一人ならず、そのルールを信じてる人がいるわけである。首傾げてるけどあなたですよって話で、そういう部分っていうのは、ちゃんとした認識を持ってもらわないと、審査がめちゃくちゃになってしまう。この辺のところは、もう一度、各議員が質問、質疑とはなんなのかっていうこともそうであるが、議長も議事運営のことも第一にあるわけであるが、その辺りきちっと自制的に行っていただきたいと思う。

もう１点追加的に言うと、委員会の中で私が質疑を行った下水道事業に関して、結局、当局側が資料がないと言うわけである。ないはずないだろう、という質疑をしていた時、なぜないはずがないか、という理由について私が具体的な計算式を全部提示してこれが正しいのか否かと質疑をしたら、委員長がなんておっしゃったか、四宮委員、難しいので簡潔に質問してください、と。委員長の主観的な難しいとか難しくないとかの感想で、もし発言権を妨害するよう

なことがあったとしたら、それはもう明らかに議事整理権の逸脱としか言いようがないわけである。こういうことが頻繁に起きるという状況は、勘弁していただきたい。議事運営の方法というところについても整理をしていっていただきたいというところとがひとつ。もう１点は先ほども申し上げたが質問、質疑というのがなんなのか。これは申し訳ないが議長の発言の影響は大きい。質問、質疑で意見を述べるな、というのを曲解している議員がたくさんいるのではないかと思うわけである。質問、質疑に際して意見を述べるなというのは程度の問題であって、質問するのに意見がなかったら質問なんかしようがない、問題意識もない、質問意図もないのに質問するなんてできないわけであるので、意見があった上で、質問、質疑が成り立つわけであるから、明らかに自分の質問意図、これを明確にしない限り、当局側も何を答弁していいのか分からなくなってしまう。そんな質問では話にならないわけである。まずそこのところの認識を改めて確認していただきたい。議長ご自身がそれを意図しているかは別の問題として、議長が言うことはやはり重いわけである。議長が質問、質疑の時に意見を述べるなと言うと、それを過度に意識してしまって、非常に教条的に意見は言っちゃいけない、言っちゃいけないという感じになってしまって、訳の分からない質問になってしまう。だから結局、分からないことを聞くとか、聞き逃したことを聞くとか、なんだか質問意図も定かではない質問が、結構目立つような気がする。はたから見ていると、それは時間の空費でしかなくなってしまうので、もうちょっと、当局側に明確な質問意図が伝わるような質問の仕方だとか、そこには当然意見が含まれるんだということをしっかりと認識していただきたい。議長がそういうことをおっしゃると、結局ある意味みんな萎縮するわけである。すると、萎縮した結果、抑圧的な空気感が生まれ、そこに同調圧力が生まれる。するとみんな意見は言っちゃいけない、意見は言っちゃいけないということになってしまっているのではないか。当然そういうことになると、議会が機能しなくなる。そこのところは本当に、もう一回きちっと、議会とはとなんぞやということも含めて、では何のために質問するのか、何のために質疑するのかということを、きちっと意識を持っていただきたいと思う。

重ねて申し上げるが、議長はそういうお立場である。中立公正を保った上で、ご自身の持つ権限というものについて自制的であっていただきたいということを申し上げたい。

○**議長**（宮﨑雅薫君）承った。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）今回の不祥事に関して、例えば再発防止策とか、私たちは何も説明を受けていない。私は総務委員なので、委員会の時に徴税費のところで、直接ではないけれども現金の流れ等について、今回の不祥事につながるような質疑をしたが、上司に当たる職員も何人か処分されていること、市民にも非常にこれはちゃんとした説明が必要なので、いろんな問題があって内々にしてほしいということがあるなら、それはそれで議員を信用してちゃん

とした説明を求めるべきではなかったかと思うが、いかがか。

○**委員長**（青木敬博君）暫時休憩する。

午前１０時２９分休憩

午前１０時３５分再開

○**委員長**（青木敬博君）再開する。

ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第３、その他を終了する。

○**委員長**（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○**閉会日時**　令和５年３月２０日（月）午前１０時３５分（会議時間２９分）

以上の記録を認める。

令和５年３月２０日

委員長　青　木　敬　博